

<図表7-2>

企業年金制度等の比較

制 度	確定拠出年金(掛け建て年金)		確定給付型年金(給付建て年金)		国民年金基金
	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の代行と加算)	確定給付企業年金 (純粋な企業年金)	
基本的な仕組	掛け金額を保障(給付額は、運用成果により決まる)		給付額を保障		給付額を保障
運営主体	事業主	国民年金基金連合会	厚生年金基金	企業年金基金又は事業主	国民年金基金
加入者等	厚生年金の被保険者 約218万人 (H19.3.31現在)	第1号 自営業者等(国民年金1号被保険者)→3号、公務員は対象外 約3.3万人(H19.3.31現在) 第2号 他の企業年金を導入していない企業に勤務している従業員 約4.7万人(H19.3.31現在)	厚生年金の被保険者 約525万人(H19.4.1現在)	厚生年金の被保険者 約450万人(H19.4.1現在)	自営業者等 (国民年金1号被保険者) 約69万人(H19.3.31現在)
老齢給付	(給付期間) 5年以上の有期又は終身年金(掛け金+その運用益で年金化)		加算部分 半分以上は終身年金 代行部分の5割以上の上乗せ 代行部分 終身年金	5年以上の有期又は終身年金	1口目: 終身 2口目~: 終身又は有期年金
掛け金	事業主拠出のみ →加入者の拠出は不可	本人拠出のみ ・加算部分→多くは事業主の負担 ・代行部分: 免除保険料 →事業主と加入者が折半	・加算部分→多くは事業主の負担 ・代行部分: 免除保険料 →事業主と加入者が折半	事業主拠出が原則 →2分の1を上限として加入者拠出も可 (加入者が同意した場合)	本人拠出のみ 加入時年齢、男女別により決まる
拠出限度額(月額)	他の企業年金がない場合→4.6万円 ある場合→2.3万円	第1号 : 6.8万円 →国民年金基金と枠を共有 第2号 : 1.8万円	なし	なし	6.8万円 →確定拠出年金個人型と枠を共有

